

参考資料 1

○草津市附属機関設置条例（抜粋）

平成25年3月29日

条例第3号

改正 平成25年6月30日条例第23号

平成25年10月24日条例第32号

平成25年12月25日条例第42号

平成26年3月31日条例第2号

平成26年3月31日条例第4号

平成26年3月31日条例第13号

平成26年7月3日条例第17号

平成27年3月31日条例第1号

平成28年3月31日条例第3号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下これらを「附属機関」という。）の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

（組織）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2および別表第3の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月30日条例第23号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成25年10月24日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市社会福祉施設整備審議委員会、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市社会福祉法人等審査会とな

り、同一性をもって存続するものとする。

付 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 2 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条ならびに次項および付則第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定、第 2 条に 1 項を加える改正規定、第 3 条第 1 項および第 4 条の改正規定、別表第 1 草津市バリアフリー基本構想策定協議会の項の次に 1 項を加える改正規定、別表第 2 草津市立小・中学校校名等選定委員会の項の次に 1 項を加える改正規定ならびに別表第 2 の次に 1 表を加える改正規定ならびに次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第 2 条第 1 項の規定により設置された草津市上下水道事業運営委員会は、改正後の第 2 条第 3 項の規定により設置する草津市上下水道事業運営委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

（草津市心身障害者福祉対策審議会条例の廃止）

- 3 草津市心身障害者福祉対策審議会条例（昭和 57 年草津市条例第 10 号）は、廃止する。

付 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 7 月 3 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 草津市改良住宅譲渡審議会の項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項関係）

名称	担当事務	定数
草津市健幸都市づくり推進委員会	健幸都市づくりに関する計画の策定および健幸都市づくりの推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	30 人以内

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

平成25年4月1日

規則第35号

改正 平成25年7月1日規則第48号

平成25年11月1日規則第57号

平成25年12月25日規則第59号

平成26年3月31日規則第6号

平成26年4月1日規則第22号

平成26年8月1日規則第59号

平成27年4月1日規則第25号

平成27年4月1日規則第31号

平成28年3月31日規則第4号

平成28年4月1日規則第28号

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

（附属機関の会議）

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（定足数および議決の方法）

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、これを廃止する。

(1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則(昭和57年草津市規則第29号)

(2) 草津市一般職員分限審査委員会規則(平成23年草津市規則第32号)

(任期の特例)

3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則(平成25年7月1日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により草津市子ども・子育て会議の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 この規則の施行日以後最初に委嘱される草津市子ども・子育て会議の委員(前項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。)の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則(平成25年11月1日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市社会福祉施設整備審議委員会の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により草津市社会福

社法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 前項の規定により草津市社会福祉法人等審査会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

付 則 (平成25年12月25日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2草津市あんしんいきいきプラン委員会の項の次に草津市障害者施策推進審議会の項を加える改正規定および次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則の廃止)

- 2 草津市心身障害者福祉対策審議会条例施行規則(昭和57年草津市規則第12号)は、廃止する。

付 則 (平成26年4月1日規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年8月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日規則第25号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定および別表第2草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第4号)

この規則は、平成28年3月31日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第10条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市健幸都市づくり推進委員会	(1)学識経験を有する者 (2)公募市民 (3)関係する団体から選出された者 (4)関係行政機関の職員 (5)その他市長が必要と認める者	健康福祉部健康福祉政策課

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市健幸都市づくり推進委員会	3年

草津市健幸都市づくり推進委員会名簿

(敬称略、各号50音順)

	項目	氏名	所属
1	学識経験を有する者 (第1号委員)	小沢 道紀	立命館大学スポーツ健康科学部
2		塚口 博司	立命館大学理工学部
3		藤田 聡	立命館大学スポーツ健康科学部
4		三浦 克之	滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門
5	公募市民 (第2号委員)	梅木 速水	公募委員
6		河前 良和	公募委員
7		則武 麻里	公募委員
8		橋口 美紀	公募委員
9	関係する団体から 選任された者 (第3号委員)	伊藤 定雄	草津商工会議所
10		神門 浩	草津市中心身障害者連絡協議会
11		喜田 久子	草津市健康推進員連絡協議会
12		小枝 美代子	草津市老人クラブ連合会
13		関川 浩嘉	草津栗東医師会
14		樋口 弘子	草津市保育協議会
15		廣田 岳尚	滋賀県南部介護サービス事業者協議会
16		福井 太加雄	草津市まちづくり協議会連合会
17		村上 嘉寛	草津市体育協会
18		吉川 彰治	草津市農業協同組合
19	関係行政機関の職員 (第4号委員)	五十嵐 信博	草津市校長会
20		寺尾 敦史	滋賀県南部健康福祉事務所